

林業事業体経営基盤強化事業実施要領

平成29年5月16日

9林第343号

最終改正 令和6年4月18日

6林第262号

(趣旨)

第1 林業事業体経営基盤強化事業（以下「本事業」という。）を実施し補助を受けようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要領の定めるところにより本事業を実施するものとし、林業事業体の経営基盤を強化し、原木の安定供給を図る。

(事業実施主体、事業の対象とする経費及び補助率)

第2 本事業の補助の対象とする事業実施主体、補助対象経費、高性能林業機械、補助率及び重要な変更は、別表に定めるとおりとする。

(事業実施計画)

第3 事業実施主体は、事業実施計画書（別記第1号様式）を作成し、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(事業実施計画の承認)

第4 知事は、第3により提出のあった事業実施計画が本事業の趣旨に合致し、かつ地域の実態に即しており、技術的及び資金的観点から実行可能なものであると認めるときは、予算の範囲内で承認するものとする。

(申請)

第5 規則第5条に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請にあたって正本一部を知事に提出するものとする。

(事業の着手)

第6 事業の着手は、補助金の交付決定日以降とし、事業実施主体が事業に着手したときは、遅滞なく着手届（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(早期着手届)

第7 第4の事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、協業の調整等やむを得ない理由により補助金の交付決定日前に事業に着手しようとするときは、着手日の1週間前までに知事

に早期着手届（別記第4号様式）を提出するものとする。この場合において、第6の着手届の提出は不要とする。

（変更の申請）

第8 規則第9条の規定により知事の承認が必要な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更とし、申請書は別記第2号様式によるものとする。

（状況報告）

第9 事業実施主体は、補助金の交付決定があった年度の10月31日における事業の遂行状況を翌月の10日までに遂行状況報告書（別記第5号様式）により知事に報告するものとする。

（概算払）

第10 事業の完了前に補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別記第6号様式により、半期ごとに所要見込の9割以内の額を概算払により請求することができるものとする。

（実績報告）

第11 事業実施主体は、事業完了後速やかに補助金実績報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（検査）

第12 知事は、補助事業が完了したときは、速やかに検査を行うものとする。

（書類の提出）

第13 この要領により知事に提出する書類は、正本1部とする。

（その他）

第14 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則（平成29年5月16日付け9林第343号）

この要領は、平成29年5月16日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年5月22日付け2林第269号）

この要領は、令和2年5月22日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年4月18日付け6林第262号）

この要領は、令和6年4月18日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第2、第8関係）

事業実施主体	補助対象事業の内容	高性能林業機械	補助対象経費 及び 補助率	重要な変更
<p>京都府森林組合連 合会（以下「連 合会」という。）</p>	<p>連合会が、高性能林業機械等（右に掲げる機械及びこれらと一体的に使用するもの。以下「機械等」という。）を貸出し又は修繕する事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、機械等の修繕は、森林の整備（作業道等の開設を含む。）又は木材の搬出（以下「森林施業等」という。）に現在使用している機械等を、本来の機能に回復させる修繕に限り、事故等使用者の責任により発生したものは除く。</p> <p>（1）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条により「林業事業体経営合理化計画」を作成し、知事の認定を受けた事業体、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条により基準に適合するとして知事が登録及び公表した民間事業者並びに知事が別に定める者（以下「対象事業体」という。）に対する機械等の貸出し又は対象事業体が所有する機械等の修繕であること。</p> <p>（2）貸出し及び修繕に係る取扱ルールを定めるとともに、知事にその内容を報告すること。</p> <p>（3）森林施業等に使用する機械等を貸出し又は修繕する事業であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハーベスタ ・プロセッサ ・フォワーダ ・タワーヤーダ ・スイングヤーダ ・フェラーバンチャ ・フォーク収納型グラップルバケット ・グラップルソー ・林業用四輪駆動ダンプロック ・搬器 ・集材機 ・下刈り作業車 ・林業用資材運搬ドローン ・その他 	<p>補助対象経費は、事業の実施に要する経費とする。</p> <p>補助率は、1／3以内とする。ただし、知事が別に定める就業環境改善計画の認定を受けた事業体及び京の木流通モデル構築支援事業に係る事業実施計画書の承認を受けたグループの構成員で、京都府産木材認証制度における取扱事業体に認定されている事業体が行う補助対象事業にあつては、1／2以内とする。</p>	<p>経費の増又は30%を超える減</p>

別記第 1 号様式（第 3 関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業事業体経営基盤強化事業実施計画書の提出について

林業事業体経営基盤強化事業実施要領第 3 の規定により、別紙のとおり提出します。

(別紙)

年度林業事業体経営基盤強化事業実施計画書

事業実施主体	事業実施計画					
	事業費 (千円)	補助金額 (千円)	負担金 (千円)	内容等	事業期間	
					着手	完了
計						

※事業実施体制等を示す資料を添付すること。

番 号

年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業事業体経営基盤強化事業補助金（変更）交付申請書

年度において、下記のとおり事業を（変更して）実施したいので、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）に基づき補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の目的 (注) 変更の場合は、「1－(1) 変更の理由」及び、「1－(2) 変更の内容」に置き換える。
- 2 事業計画書 別紙のとおり
- 3 収支予算書 別紙のとおり
- 4 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(別紙)

1 事業計画書

内 容	事業費 (千円)	備 考

(注) 備考欄には、事業費の経費内訳(算出基礎)を記載すること
変更して申請を行う場合、事業費欄の金額は、変更前(前回申請書記載数値)を上段()書きとする。

2 収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	算出基礎	備 考
府補助金			
負 担 金			
計			

(2) 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額	算出基礎	備 考
計			

(注) 1 変更して申請を行う場合、予算額欄の金額は、変更前（前回申請書記載数値）を上段（ ）書きとする。

2 支出の項目は、事業種目ごとの内容を記載すること。

第3号様式（第6関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業事業体経営基盤強化事業着手届

下記の事業について、林業事業体経営基盤強化事業実施要領第6の規定により届け出ます。

記

1 事業名

2 事業主体

3 実施内容

(1) 事業量

(2) 事業費

4 着手年月日 年 月 日

5 完了予定年月日 年 月 日

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業事業体経営基盤強化事業早期着手届

下記の事業について、別記条件を承諾の上、早期に着手したいので、林業事業体経営基盤強化事業実施要領第7の規定により届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 事業主体
- 3 実施内容
 - (1) 事業量
 - (2) 事業費
- 4 着手予定年月日 年 月 日
- 5 完了予定年月日 年 月 日
- 6 早期の着手が必要な理由

別記条件

- 1 本事業については、着手から補助金交付指令を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- 2 補助金交付指令を受けるまでの間において天災地変等の事由によって、実施した事業において損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 3 補助金交付指令を受けた補助金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業事業体経営基盤強化事業遂行状況報告書

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定を受けた事業の遂行状況を林業事業体経営基盤強化事業実施要領第9の規定により下記のとおり報告します。

記

事業着手 年月日	計画 (A)	実施	出来高 (B)	進捗度 (B) / (A)	完了予定 年月日	備考
	円	円	円	%		
計						

(注) 計画、実施、出来高欄には事業費を記載すること。

第6号様式（第10関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業事業体経営基盤強化事業補助金概算払請求書

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定を受けた事業について、半期の所要見込額 円を概算払により支払を受けたく、下記のとおり関係書類を提出します。

記

- 1 概算払請求内訳書 別紙のとおり

(別紙)

年度林業事業体経営基盤強化事業補助金概算払請求内訳書

単位：円

補助金交付指令		上・下 半期所要見込額		請 求 内 訳			備 考
事業費	補助金 (A)	事業費	補助金	既受領補助金 (B)	今回請求 補助金(C)	補助残額 (A)-(B)-(C)	
	円	円	円	%			
計							

(注1) 所要見込額については、必要額を十分精査し、事業主体において補助金の過剰な滞留や返納がないよう確実に実行する額を請求すること。

(注2) 半期所要見込額欄は(上・下)の該当するものに○をつけること。

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業事業体経営基盤強化事業補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定を受けた事業について、下記のとおり事業を実施したのでその実績を報告します。

記

1 補助事業の実績

様式は、別記第2号様式の記の2のとおりとする。
ただし、「事業計画」は「事業実績」に置き換える。

2 事業完了年月日 年 月 日

3 収支精算

- (1) 収入 様式は別記第2号様式の記の3のとおりとする。ただし、「予算」は「精算」に置き換える。
- (2) 支出 様式は別記第2号様式の記の3のとおりとする。ただし、「予算」は「精算」に置き換える。
- (3) 補助金の精算

(単位：円)

補助金交付 決定額	精 算 事業費総額	精 算 補助金額	既 受 領 補助金額	差引補助金額 (返還額)